

教育訓練給付制度に関するお願い

教育訓練給付制度とは、一定の要件を満たす方が、厚生労働大臣の指定する速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練(特定一般教育訓練)を受講し、修了等した場合に、本人が教育訓練施設に支払った訓練費用の一定割合を支給する制度です。

介護支援専門員実務研修において、令和6年4月1日より「特定一般教育訓練講座」の指定を受けました。

◆ 支給までの流れ ※一連の手続きはご自身で行っていただく必要があります。

受講開始日の2週間前(令和7年11月25日)までに必要な手続き

1. ハローワークにて訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブカードを作成する
2. 居住地のハローワークに必要書類を提出し、受給資格確認手続きを行う

【指定番号】	3622002-2410023-6
【教育訓練施設の名称】	社会福祉法人徳島県社会福祉協議会
【教育訓練講座名】	介護支援専門員実務研修(通信分)
【受講開始日】	令和7年12月 9日
【受講修了予定日】	令和8年 3月31日

研修初日(A 日程:令和7年12月17日/B 日程:令和7年12月19日)までに行う手続き

集合研修初日(A 日程:令和7年12月17日/B 日程:令和7年12月19日)に以下の書類を事務局に提出

- ・給付希望者連絡書(※研修申込締切後、12月上旬に送付する**受講決定通知に同封**)
※研修の修了および給付を保証するものではありません
- ・受講料振込受領書(※領収書) ※受講料の振込は受講者本人の名義で行ってください

研修最終日(A 日程:令和8年3月20日/B 日程:令和8年3月23日)に事務局より配布する書類

今年度中に全日程を受講修了された方は、研修最終日に徳島県社会福祉協議会より次の書類を配布

- 教育訓練給付金支給申請書
- 支給申請書記載に当たっての注意事項
- 教育訓練修了証明書
- 教育訓練経費に係る領収書

※指定講座の修了証明書等は、該当する研修の修了基準を満たさない場合はお渡しすることができませんのでご了承ください。

研修修了日(令和8年3月31日)の翌日から 1 か月以内に必要な手続き

研修最終日に配布した上記書類等必要書類を居住地のハローワークに提出し、給付申請手続きを行う

【問い合わせ先】

教育訓練給付制度の一連の手続き : お近くのハローワーク、労働局

領収書および修了証明書の発行等 : 徳島県社会福祉協議会(TEL:088-654-8383)

◆ 研修修了後のアンケートのお願い

令和8年10月頃に通知いたしますので、**教育訓練給付制度の利用の有無にかかわらず**、アンケートにご回答ください。アンケート回答数の実績によっては、本研修の「教育訓練給付制度」の指定が取消となる場合もございます。研修受講者の金銭的負担が少しでも軽減される状況が続きますよう、皆さまのご協力をどうぞよろしくお願いいたします。